

センターの特徴

● 相談体制の充実

- ・尾張東部5市1町から委託を受けていることにより、専門職が配置され、さまざまな相談に安心して対応できる体制が整っています。
- ・地域での関係機関との連携を図り、ネットワークづくりをします。

● 二重の監督

- ・本人に対して、適正な後見業務が行われるように、家庭裁判所への報告以外に組織独自の適正運営委員会によって監督されます。

● 専門職との連携

- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会等と連携し、解決に向けて支援します。



センターの事業内容

法人後見

- ・必要な方については当センターが成年後見人等となります。

相談事業

- ・成年後見制度に関する相談（関係機関との調整、申立て手続き支援等含む）
- ・弁護士会、司法書士会等への紹介

尾張東部5市1町から委託を受けていますので、相談全般無料です。

広報・啓発

- ・地域住民、福祉関係者等の理解促進を目的とした講座及びイベント等の開催

こんなときは
ぜひ相談して
ください。

ひとり暮らしなので、
将来的に施設入居の手続きを
お願いしたいのだけれど…。

おじが認知症になり、
アパート経営が
できなくなりました。
どうしたらいいでしょうか。

知的障害のある
息子のことが心配。
私に万一のことがあったら
どうしたらいいでしょうか。

成年後見制度を
利用したいので
内容をくわしく知りたい。

ひとり暮らしの祖母が
物忘れがあり
お金の管理がうまくできず
困っている。

認知症のおばが、
不必要で高額な品物を
訪問販売で購入して
しまったのですが…。



お問い合わせ・ご相談はこちらへ

TEL 0561-75-5008
FAX 0561-75-5088



センターの体制

尾張東部圏域5市1町の
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者本人、家族及び支援者・
地域包括支援センター・障害者相談支援センター・行政 など

相談

申立てできる人は、
・本人、配偶者
・四親等内の親族
・市長（町長） など

瀬戸市 尾張旭市
豊明市 日進市
長久手市 東郷町

委託

尾張東部
成年後見センター
(理事会)

法人後見の
受任

家庭裁判所

運営協議会

適正運営委員会

弁護士・司法書士・精神保健福祉士